

2.4.6
384

物

印

四月三日
 日本労働総同盟関東同盟会
 第五回大会

車印

(課働勞會調協)

制定し、或は抑圧せる條項の存在せるが如き、労働者や團結は常に脅かされ、或いは不認せられしある状態である。本大會は、これ等一切の悪法の改廃が行はれずんば、公明正大、合理的法の労働組合運動は達成せられざることを確信し、あらゆる機会を通じて勇毅に團結権確立を爲すため、戦はんと期するものである。右決議す。

昭和二年四月二日

日本労働総同盟

関東労働同盟會第五回大會